

参考資料 5

H27.6.30 第2回専門部会提示資料

第1回専門部会(H27.6.9)で出された課題・意見  
(生活雑排水処理手数料の利用者負担の在り方)

環境部生活環境課

# 1 供用区域内の手数料を区域外より高く設定している県内4市の状況

利用者負担額 市名	条件 (公共下水道の供用状況)	内容	低所得者への配慮 (恒常的な減免対象)
松本市	供用開始後	供用区域の内外で手数料に差	生活保護世帯
安曇野市	供用開始3年経過後	3年経過後は補助金交付なし	なし
伊那市	供用開始後	供用開始後は補助金交付なし	なし
塩尻市	供用開始1年経過後	1年経過後は手数料に差	生活保護世帯

※ 塩尻市は補助金制度なし

## 2 第1回専門部会における課題の概要①

3

### 1 通常の手数料改定時期(間隔)との整合性

現行手数料は、平成26年4月1日に改定実施。通常次の改定時期は、3年後の平成29年4月1日となるが、来年度に改定すると、間隔が2年となる。

### 2 利用者への十分な周知(配慮)の必要性

収集経費の約60%相当額を市が収集事業者に補助金を支出(補てん)して、利用者の負担を軽減していることを利用者が知らない。

### 3 公平な対象者の絞込み

借家人には公共下水道への接続義務はない。

## 2 第1回専門部会における課題の概要②

4

### 4 河川の水質悪化の可能性

手数料の引上げによって、収集抜取りを止める世帯が出現する懸念がある。

### 5 公共下水道への接続工事費が高額

平均の工事費用は、85万円。

### 6 公共下水道への未接続の理由が不明確

個人情報のため、上下水道局から個別の実態に関する情報提供は受けられない状況にある。

### 7 市の関与の度合いが低い

収集業務は許可制のため、顧客情報は、収集事業者のみが把握している。市の関与は、条例で手数料を定めているだけである。

### 3 第1回専門部会における意見①

5

- ◆ 公共下水道への接続促進のため、接続可能な供用開始区域において、手数料を引き上げることは必要である。ただし、実施に当たっては、以下の点に留意すること。

#### 1 データ収集の必要性

利用者の接続しない理由を含め、実態把握を実施する。

#### 2 収集業務の形態変更

汚泥の収集業務を現行の許可制から、委託制に移行し、市の責任を明確にすべきである。

#### 3 補助金制度に関する趣旨の周知

現行補助金制度の趣旨（簡易浄化槽の利用者負担額を軽減することで、定期的な汚泥収集を促進し、水環境の保全を図っている）を周知する。

### 3 第1回専門部会における意見②

6

#### 4 低所得者等への配慮

利用者の実態を把握した上で、低所得者等に対する減免措置について検討する。

#### 5 補助金制度の在り方

具体的な補助内容は、手数料の改定に併せて検討する。

#### 6 手数料の改定時期

現行手数料は、改定後間もないこと、利用者の実態が把握されていないこと、制度設計及び制度改正の周知に一定の期間を設ける必要があることから、次期改定予定の平成29年4月1日を目標とすることが望ましい。